

第3次胎内市男女共同参画プラン21 令和6年度事業計画一覧 説明用

第3次胎内市男女共同参画プラン21 令和6年度事業計画一覧

この一覧表は、昨年度と比べ、今年度の実施内容に変更があるかを確認するための早見表です。

基本目標 I 人権を尊重した男女平等を推進する意識づくり

重点目標1 男女一人ひとりを尊重する意識づくり

※前年度から内容に一部変更があるもの
→令和6年度は変更なし。

番号	内容	主管課
番号：「(第3次)男女共同参画プランにおける実施計画の事業進行管理シート」のページ数と一致します。	内容：「(第3次)男女共同参画プランにおける実施計画の事業進行管理シート」の青字記載の事業内容を抽出して表にしたものです。	令和6年度は、事業内容に変更はありません。
3	固定的性別役割分担意識・社会規範を推進する。男女平等に関する講演会やセミナー、パネル展を開催する。	総務課
4	LGBT(性的少数者)に対する意識・社会規範を推進する。男女平等に関する講演会やセミナー、パネル展を開催する。	総務課
5	市報等を通じて性の多様性を推進する。	総務課

重点目標2 男女平等を推進する教育・学習の充実

番号	事業内容	主管課
6	保育園・こども園において、男女平等教育を視点とした保育・教育に努める。	こども支援課
7	性別による固定的役割分担意識にとらわれず、夢や希望をかなえるために自立して生きる力を育む教育体験活動の機会を設定する。	学校教育課
8	保育士に対して、男女共同参画事業に関する研修会への参加を促し、男女平等教育の必要性や理解を求める機会を提供する。	こども支援課
9	子どもたちが性別にとわられない考え方を育み、男女共同参画社会を実現していくために、最も身近な存在である保護者を対象として、保護者会や学級懇談会を実施し、男女平等に関する情報提供を行い、普及を図る。	こども支援課
10	保護者向けにおたよりを発行し、男女平等に関する情報発信を行い、普及を図る。 園だより・学級だより：随時	こども支援課
11	保護者会や各種便り、ホームページ等の活用を通して、男女平等や人権の尊重についての周知と啓発を図る。	学校教育課
12	研修計画に基づいた教職員への人権に関わる研修会等を通して、人権の尊重、男女平等教育の重要性について周知並びに啓発を図る。	学校教育課